

陶芸センターの指定管理者の指定について

藤枝市農山村地域活性化施設陶芸センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 陶芸センター  
指定管理者 藤枝市瀬戸ノ谷1706番地の1  
株式会社 陶芸センター  
代表取締役 山崎 昇  
指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで